



死亡届を出された皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office



死亡届のほかに必要と思われる主な手続きをご案内します。

※状況に応じて手続きが異なる場合があります。

項目	区役所での手続き	担当窓口
死亡者が 国民健康保険 に加入していた場合	・ 葬祭費の支給申請をしてください。 [申請者] 葬儀代を支払った方 [必要な物] 申請者の・ 本人確認書類（運転免許証など） ・ 振込口座のわかるもの（預金通帳など） ・ 埋・火葬許可証 ・ 葬儀の領収書 （申請者名、死亡者名が明記されているもの） ・ 死亡者の国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証	窓口サービス課 （保険年金） 1階4番窓口 ☎6774-9956
死亡者が 後期高齢者医療制度 に加入していた場合		
各種手当を受給していた場合 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当	・ 各種変更届を提出してください。	保健福祉課 （福祉サービス） 2階22番窓口 ☎6774-9857
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった場合	・ 各種手帳を返却してください。 ・ 介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証・重度障がい者等タクシー給付券を返却してください。 ・ 他に利用している福祉サービス等があれば、同時に手続きしてください。	
敬老優待乗車証をお持ちだった場合	・ 敬老優待乗車証を返却してください。	
介護用品の給付券をお持ちだった場合	・ 交付している給付券を返却してください。	
緊急通報システムの機器を利用されていた方	・ 機器を返却してください。	
介護保険の被保険者証をお持ちだった場合	・ 被保険者証を返却してください。	保健福祉課 （介護保険） 2階21番窓口 ☎6774-9859
公害医療手帳、被爆者健康手帳をお持ちだった場合	・ 各種手帳を添えて返還届を提出してください。	保健福祉課 （健康推進） 2階25番窓口 ☎6774-9882

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
☎ 06-6774-9986（代表）FAX 06-6772-4904

R5/4/1 現在

◎ 区役所以外での手続き

死亡者が年金を受給していた場合	・年金受給者の死亡届を 14 日以内に提出してください。 〔必要な物〕 死亡した方の年金証書、死亡を確認できる書類など 詳しくは、天王寺年金事務所へお問い合わせください。 ※死亡者と生計同一の法定相続人は、死亡した方が受給できなかった年金を受け取ることができる場合があります。 日本年金機構 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531
死亡者が不動産登記の所有者の場合	・相続登記申請の手続きをしてください。 相続登記申請に関する一般的なご相談ができますので、詳しくは、大阪法務局天王寺出張所へ予約の上、お問い合わせください。(要予約) 大阪法務局 天王寺出張所 予約受付電話番号：06-6772-2535 ・死亡により空家となった天王寺区内の不動産を相続し、売却する場合 譲渡所得から特別控除を受けるために必要な「被相続人居住用家屋等確認書」の交付申請 天王寺区役所市民協働課安全まちづくり室（3 階 31 番窓口）☎06-6774-9899 ※控除を受ける要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◇ 死亡届による除票や除籍について ◇

住民票 … 住民票が除票となる時期の目安は概ね次のとおりです。

住民登録地が天王寺区 ⇒ 死亡届の審査終了日※の翌日

住民登録地が天王寺区以外 ⇒ 死亡届の審査終了日※から 3～4 日程度

戸籍 … 戸籍の記載時期の目安は概ね次のとおりです。

本籍地が天王寺区 ⇒ 死亡届の審査終了日※から 1 週間程度

本籍地が天王寺区以外 ⇒ 死亡届の審査終了日※から 1 週間～2 週間程度

◇ 年末年始や連休がある場合は、さらに日数を要しますのでご注意ください。

※審査終了日＝宿直で受け付けた届書は、翌開庁日から審査を始めます。

R5/4/1 現在